

01 区分	1：新規	2：更新	3：工種追加
	4：資格追加	5：合併等	6：再認定

02 業者コード									
03 建設業許可番号									

04 適格組合特例	適用希望 ・ 希望無
-----------	------------

競争参加資格審査申請書(工事)

平成 31・32 年度において、貴社で行われる工事の契約に係る競争に参加するために必要な資格の審査を申請します。
 なお、以下のとおり宣誓するとともに、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

- ・平成31・32年度工事等の競争参加資格に関する要領(以下、「要領」という。)第7条に定める欠格要件に該当しないこと。
- ・経常建設共同企業体にあつては、要領第8条3号ア及びウからコの要件を満たしていること。
- ・要領第9条第3項に定める資格審査特例の適用を求める事業協同組合にあつては、要領第9条3項及び4項の要件を満たしていること。

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 殿

05 本社(店)郵便番号 - 06 法人番号

フリガナ

07 本社(店)住所

フリガナ

08 商号又は名称

09 役職

フリガナ

代表者氏名



フリガナ

10 担当者氏名

11 本社(店)電話番号

12 担当者電話番号

(内線番号)

13 本社(店)FAX番号

14 電子入札用ICカードの登録番号

15 メールアドレス

(16 代理申請時使用欄)

16 申請代理人 申請代理人郵便番号

申請代理人住所

申請代理人電話番号

申請代理人氏名



17 外資状況

1 外国籍会社 [国名 :]	2 日本国籍会社 [国名 :] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名 :] [国名 :] (外資比率: %) (外資比率: %)
---------------------	--------------------------------------	--

18 営業年数 年

19 総職員数 (人)

業者コード		商号又は名称	
-------	--	--------	--

工種毎完成工事高内訳表

(単位：千円)

申請希望(○ or △)																	希望工種数:0	
競争参加資格希望 工種区分	土木工事	土木補修 工事	舗装工事	PC橋 上部工 工事	鋼橋 上部工 工事	橋梁補修 工事	建築工事	電気工事	通信工事	管工事	塗装工事	造園工事	道路 付属物 工事	機械設備 工事	受配電 設備工事	交通情報 設備工事	その他	許可業種 年間平均 完成工事高
	建設業法上の建設工事																	
01 土木一式																		
02 建築一式																		
03 大工																		
04 左官																		
05 とび・土工・コンクリート																		
06 石																		
07 屋根																		
08 電気																		
09 管																		
10 タイル・れんが・ブロック																		
11 鋼構造物																		
12 鉄筋																		
13 舗装																		
14 しゅんせつ																		
15 板金																		
16 ガラス																		
17 塗装																		
18 防水																		
19 内装仕上																		
20 機械器具設置																		
21 熱絶縁																		
22 電気通信																		
23 造園																		
24 さく井																		
25 建具																		
26 水道施設																		
27 消防施設																		
28 清掃施設																		
29 解体																		
その他																		
希望工種合計																		0

- 1 総合評定値通知書に記載されている「建設業法上の建設工事」ごとの年間完成工事高を、当社の定める「競争参加資格希望工種区分」に分割もしくはそのまま転記して **総合評定値通知書完成工事高合計**
- 2 最右列に記載されている「許可業種年間平均完成工事高」は、総合評定値通知書における「建設業法上の許可業種」ごとの年間平均完成工事高と同一にしてください。
- 3 【申請区分が「工種追加」**以外**の場合】申請を希望する工種について、「競争参加資格希望工種区分」の上部(「申請希望(○ or △)」欄)に「○」を記入してください。
 【申請区分が「工種追加」の場合】「競争参加資格希望工種区分」の上部(「申請希望(○ or △)」欄)に、既認定工種には「○」を、今回追加を希望する工種には「△」を記入してください。

01 区分	1: 新規	2: 更新	3: 工種追加
	4: 資格追加	5: 合併等	6: 再認定

02 業者コード									
03 建設業許可番号	-								

競争参加資格審査申請書(工事)

平成 31・32 年度において、貴社で行われる工事の契約に係る競争に参加するために必要な資格の審査を申請します。
 なお、以下のとおり宣誓するとともに、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

- ・平成31・32年度工事等の競争参加資格に関する要領(以下、「要領」という。)第7条に定める欠格要件に該当しないこと。
- ・経常建設共同企業体にあつては、要領第8条3号ア及びウからコの要件を満たしていること。
- ・要領第9条第3項に定める資格審査特例の適用を求める事業協同組合にあつては、要領第9条3項及び4項の要件を満たしていること。

平成 年 月 日
 東日本高速道路株式会社 殿

04 構成員情報

	(名称)	(業者コード)	(建設業許可番号)
構成員1			
構成員2			
構成員3			

05 本社(店)郵便番号

06 法人番号

フリガナ

07 本社(店)住所

フリガナ

08 商号又は名称

09 役職

フリガナ

代表者氏名



フリガナ

10 担当者氏名

11 本社(店)電話番号

12 担当者電話番号

(内線番号)

13 本社(店)FAX番号

14 電子入札用ICカードの登録番号

15 メールアドレス

(16 代理申請時使用欄)

16 申請代理人

申請代理人郵便番号

申請代理人住所

申請代理人氏名

申請代理人電話番号



17 外資状況

1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: %) (外資比率: %)
--------------------	-------------------------------------	--

18 営業年数

 年

19 総職員数

(人)

業者コード		商号又は名称	
-------	--	--------	--

工種毎完成工事高内訳表

(単位：千円)

申請希望(○)																		希望工種数:0
競争参加資格希望 工種区分	土木工事	土木補修 工事	舗装工事	PC橋 上部工 工事	鋼橋 上部工 工事	橋梁補修 工事	建築工事	電気工事	通信工事	管工事	塗装工事	造園工事	道路 付属物 工事	機械設備 工事	受配電 設備工事	交通情報 設備工事	その他	許可業種 年間平均 完成工事高
建設業法上の建設工事																		
01 土木一式																		
02 建築一式																		
03 大工																		
04 左官																		
05 とび・土工・コンクリート																		
06 石																		
07 屋根																		
08 電気																		
09 管																		
10 タイル・れんが・ブロック																		
11 鋼構造物																		
12 鉄筋																		
13 舗装																		
14 しゅんせつ																		
15 板金																		
16 ガラス																		
17 塗装																		
18 防水																		
19 内装仕上																		
20 機械器具設置																		
21 熱絶縁																		
22 電気通信																		
23 造園																		
24 さく井																		
25 建具																		
26 水道施設																		
27 消防施設																		
28 清掃施設																		
29 解体																		
その他																		
希望工種合計																		0

- 1 総合評定値通知書に記載されている「建設業法上の建設工事」ごとの年間完成工事高を、当社の定める「希望工種区分」に分割もしくはそのまま転記してください。
- 2 最右列に記載されている「許可業種年間平均完成工事高」は、総合評定値通知書における「建設業法上の許可業種」ごとの年間平均完成工事高と同一にしてください。
- 3 「競争参加資格希望工種区分」の上部(「申請希望(○)」欄)に「○」を記入してください。

総合評定値通知書完成工事高合計	
-----------------	--

合併に伴う競争参加資格承継申請書【工事】

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 殿

【合併後会社】

(住所)

(商号)

(代表者)

(印)

平成 年 月 日 付をもって、 は、 と合併し、
権利義務の一切を承継しましたので、競争参加資格の承継について申請します。

記

1. 合併前会社

	業者コード	商号又は名称	許可番号
存続会社			
解散会社			

2. 合併の理由

3. 申請に伴う提出書類

「平成31・32年度 競争参加資格審査のご案内」に指定のある通り

(一部)事業譲渡に伴う競争参加資格承継申請書【工事】

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 殿

【譲受会社】

(住所)

(商号)

(代表者)

(印)

平成 年 月 日

付をもって、

は、

に

し、権利義務の一切を承継しましたので、競争参加資格の承継について申請します。

記

1. 譲渡前会社

	業者コード	商号又は名称	許可番号
譲渡会社			
譲受会社			

2. 事業譲渡の理由

3. 申請に伴う提出書類

「平成31・32年度 競争参加資格審査のご案内」に指定のある通り

4. 承継を希望する認定工種

<input type="checkbox"/>	土木工事
<input type="checkbox"/>	舗装工事
<input type="checkbox"/>	PC橋上部工工事
<input type="checkbox"/>	鋼橋上部工工事
<input type="checkbox"/>	橋梁補修工事
<input type="checkbox"/>	建築工事
<input type="checkbox"/>	電気工事
<input type="checkbox"/>	通信工事
<input type="checkbox"/>	管工事
<input type="checkbox"/>	塗装工事
<input type="checkbox"/>	造園工事
<input type="checkbox"/>	道路付属物工事
<input type="checkbox"/>	機械設備工事
<input type="checkbox"/>	受配電設備工事
<input type="checkbox"/>	交通情報設備工事
<input type="checkbox"/>	土木補修工事

会社分割に伴う競争参加資格承継申請書【工事】

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 殿

【分割後会社】

(住所)

(商号)

(代表者)

(印)

平成 年 月 日 付をもって、 は、 に
会社分割し、権利義務の一切を承継しましたので、競争参加資格の承継について申請します。

記

1. 譲渡前会社

	業者コード	商号又は名称	許可番号
譲渡会社			
譲受会社			

2. 会社分割の理由

3. 申請に伴う提出書類

「平成31・32年度 競争参加資格審査のご案内」に指定のある通り

4. 承継を希望する認定工種

<input type="checkbox"/>	土木工事
<input type="checkbox"/>	舗装工事
<input type="checkbox"/>	PC橋上部工工事
<input type="checkbox"/>	鋼橋上部工工事
<input type="checkbox"/>	橋梁補修工事
<input type="checkbox"/>	建築工事
<input type="checkbox"/>	電気工事
<input type="checkbox"/>	通信工事
<input type="checkbox"/>	管工事
<input type="checkbox"/>	塗装工事
<input type="checkbox"/>	造園工事
<input type="checkbox"/>	道路付属物工事
<input type="checkbox"/>	機械設備工事
<input type="checkbox"/>	受配電設備工事
<input type="checkbox"/>	交通情報設備工事
<input type="checkbox"/>	土木補修工事

〇〇経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は共同企業体として認定を受けた日に成立し、その存続期間は2年とする。ただし、2年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還す

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当の2 な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができ

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとす

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の2 の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を〇通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

委任状

(受任者)

住 所

登録番号又は法人番号

氏 名 (印)

電話番号

私は上記の者を代理人と定め、東日本高速道路株式会社の競争参加資格審査の申請について次の権限を委任します。

(委任事項)

1. 申請書類の作成
1. 申請代理
1. 記載事項の訂正

平成 年 月 日

(委任者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

平成 年 月 日

適用除外誓約書

東日本高速道路株式会社 殿

(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名) (印)

(担当者氏名)
(担当者電話番号)

別紙の理由により、当社は〇〇〇保険法第〇〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益をこうむることとなっても、異議は一切申し立てません。
以上のことについて、誓約します。

平成 31・32 年度競争参加資格審査の申請に伴い同意が必要な不正行為等防止約款

（総則）

第 1 条 東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）及び競争参加資格審査を申請する者（以下「申請者」という。）は、日本国の法令を遵守し、入札・契約手続に係る不正行為等を防止するため、この約款に定める事項について、誠実にこれを履行しなければならない。

2 申請者は、この約款を遵守することを誓約したうえで、NEXCO 東日本に競争参加資格審査を申請しなければならない。

（不正行為等の禁止）

第 2 条 申請者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項において同じ。）は、次の各号に掲げる行為を一切行わないものとする。

- 一 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する競売入札妨害若しくは同条第 2 項に規定する談合又は同法第 198 条に規定する贈賄
 - 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に規定する私的独占及び不当な取引制限
 - 三 前 2 号に掲げる行為を行う目的で、NEXCO 東日本の役員又は使用人と接触すること
 - 四 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をすること
 - 五 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げること
 - 六 監督又は検査の実施に当たり NEXCO 東日本の使用人の職務の執行を妨げること
 - 七 正当な理由がなくて契約を履行しないこと
 - 八 NEXCO 東日本に提出する書類に虚偽の記載をすること
 - 九 その他 NEXCO 東日本に著しい損害を与えること
 - 十 前各号に該当する個人又は法人（その役員又は使用人を含む。）を、その該当する事実のあった日から 2 年以内に、NEXCO 東日本との契約において使用すること
 - 十一 前各号に掲げる場合のほか、法令又は NEXCO 東日本の諸規程等に違反するなど、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる行為
- 2 申請者は、前項に規定する不正行為等がある事実を知ったときは、速やかに NEXCO 東日本に届け出るものとする。
- 3 NEXCO 東日本の役員又は使用人は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第 2 条第 5 項に規定する入札談合等関与行為を一切行わないものとする。

（不正行為等に対する措置）

第 3 条 NEXCO 東日本は、申請者が前条第 1 項又は第 2 項に違反したと認める場合は、NEXCO 東日本が定める諸規程等に基づき競争参加資格停止又は競争参加資格取消の措置を行うものとする。

2 NEXCO 東日本は、申請者が前条第 1 項第 1 号又は第 2 号に違反したと認める場合は、申請者と締結する工事の請負契約書に基づき、違約金の請求を行うものとする。

3 NEXCO 東日本は、前条第 3 項に違反したものとして、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法第 3 条第 1 項又は第 2 項に基づく求めがあったときは、同法に基づき調査等必要な措置を行うものとする。

（情報の公表）

第 4 条 NEXCO 東日本は、入札手続の透明性を確保するため、入札状況等必要な情報を適切な時期に適切な方法で公表するものとする。

（調査等への協力等）

第 5 条 申請者は、第 2 条に規定する不正行為等の疑いがあると NEXCO 東日本が認めるときは、NEXCO 東日本の要請に基づき、ヒアリング、資料の提出等に協力するものとする。

（紛争の解決）

第 6 条 この約款に関し NEXCO 東日本と申請者との間に紛争が生じ、NEXCO 東日本と申請者との間で協議が整わなかったときは、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、調停又は訴訟により解決を図るものとする。

（有効期間）

第 7 条 この約款の有効期間は、競争参加資格審査を申請した日から、NEXCO 東日本から認定されている競争参加資格の有効期限までとする。